

5月3日～5日は ごみ収集を休みます

環境課 ごみ減量推進係(☎内線361)



くらし

期間中はごみの持ち出しはできません。
もえないごみ「その他」の持出日となっている区域は、翌週に振り替えます。

- ・ 5月3日(水・祝)↓10日(水)
- ・ 5月4日(木・祝)↓11日(木)
- ・ 5月5日(金・祝)↓12日(金)

※期間中は粗大ごみ、せん定枝収集の電話予約はできません。

5月1日、2日は マイナンバーカード業務ができません

市民課 市民係(☎内線303)

ページID:27186



行政

地方公共団体情報システム機構による公的個人認証システムの更改作業に伴い、マイナンバーカードの一部業務が利用できなくなります。

手続きできない業務

- ・ 電子証明書の発行、失効・更新
- ・ 氏名・住所の更新
- ・ 暗証番号のロック解除・再設定
- ・ 一時停止解除
- ・ 有効期間変更など

※カードは交付できますが、申請時に電子証明書を希望してない場合と、氏名・住所にローマ数字や常用漢字表に含まれない文字がある場合は交付できません。

※在留期間延長などでマイナンバーカードの有効期間を延長する手続きはできません。

個人情報の保護に 関するお知らせ

文書情報課 文書情報係(☎内線544)



行政

「個人情報の保護に関する法律」の改正により、市の機関も法律に基づいて個人情報の取り扱いを行うこととなります。

これに伴い4月1日から開示請求の様式など、一部の手続きが変更されます。

5月～7月の間 水道メーターの取り替えを行います

上下水道課 料金係(☎(408)4024)



くらし

計量法の定めにより水道メーターの取り替えを行います。費用は無料です。

該当する世帯には、市の委託業者が事前に案内文書を配布します。作業にあたり敷地内に立ち入りますので、理解と協力をお願いします。立ち会いは必要ありません。

業者は市発行の「取替委託業者証明書」を常に携帯しています。

4月上旬に固定資産税・都市計画税納税通知書を発送します 縦覧・閲覧も受け付けます

税務課 固定資産税係(☎内線333)

ページID:19441



行政

納税通知書は再発行ができませんので、紛失しないようしてください。

市役所2階税務課固定資産税係窓口で固定資産税・都市計画税の縦覧・閲覧ができます。

縦覧

自分が所有する土地や家屋の評価額と比較するため、期間中に限り、自分以外が所有する市内の土地や家屋の評価額を物件に応じて確認できます。償却資産は対象ではありません。

対象者

市内に土地や家屋、償却資産を所有する納税義務者本人または納税義務者から委任を受けた代理人、借地人・借家人

手数料

縦覧期間中は無料

縦覧・閲覧に必要な書類

期間 4月3日(月)～5月1日(月)(土日・祝日は除く)午前9時～午後5時

対象者 市内に土地や家屋を所有する納税者本人または納税者から委任を受けた代理人

手数料 無料

縦覧・閲覧が必要な書類 来庁者の本人確認書類

閲覧

課税内容を把握するため、該当する資産の内容を閲覧することができます。

期間 通年(土日・祝日は除く)午前8時30分～午後5時

対象者

市内に土地や家屋、償却資産を所有する納税義務者本人または納税義務者から委任を受けた代理人、借地人・借家人

※戸籍謄本などが必要な場合があります。

※借地人・借家人が閲覧を希望する場合は賃貸契約書が必要です。

※同一世帯の親族の場合も納税義務者本人からの委任状が必要です。

【妊娠希望者・同居者など対象】
風しん予防接種の助成があります
子育て支援課 母子保健係 ☎(555)6781
ページID:16170



健康

対象者
・妊娠希望者(妊婦は除く)
・妊娠希望者・妊婦の配偶者、パートナー
・妊娠希望者・妊婦の同居者

助成内容
①福岡県が定める医療機関で抗体検査を無料で受けられます。



医療機関一覧

②医療機関で実施した予防接種の料金を後日助成します。一時立て替えをお願いします。
助成金額 1万円または実費のいずれか低い価格
※接種した年度内に子育て支援課母子保健係へ申請してください。
※この事業は令和6年3月末日で終了予定です。

【成人男性対象】風しん抗体検査・
予防接種の期間が延長されました
元気づくり課(保健センター) ☎(928)2000
ページID:3398



健康

風しん抗体検査を実施していない人へ有効期限令和7年2月末日までの再発行クーポン券を本年3月に送付しました。
本券が届いたら以前のクーポン券は破棄し、本券で医療機関や健康診断受診時に抗体検査を受けてください。
対象者 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれた男性
実施期間 令和7年2月末日まで期間延長されました。
※転入や紛失などでクーポン券が手元ない人は保健センターで再発行できます。
※抗体検査・予防接種ともに無料です。



がん患者の心の負担軽減を願って アピアランスケア推進事業

元気づくり課(保健センター) ☎(928)2000

ページID:23554



福祉

| 区分 | 助成の対象となる用具 | 助成額 |
|-----------|---|-----------------------|
| 医療用ウィッグなど | 医療用ウィッグ、装着用ネット、毛付き帽子 | 購入費(税込)の2分の1 上限4万円 |
| 補整具など | 補整パッド、補整下着、専用入浴着、弾性着衣(弾性ストッキング、弾性スリーブ、弾性グローブ)、エピテーゼ(補整用人工物) | 購入費(税込)の2分の1 上限2万円 |

※千円未満は切り捨てます。

がん罹患した人の社会参加を促進し療養生活の質が向上するように、医療用ウィッグや補整具購入費用の一部を助成します。
対象者 次のすべてを満たす人
・申請時に本市に住所がある
・がんと診断されその治療を受けたまたは受けている
・世帯の市民税のうち所得割課税年額が23万5千円未満
・福岡県内の他の自治体から同様の助成を受けたことがない
※課税状況が確認できない場合、市指定の世帯全員の所得および課税額を証明できる書類が必要です。
補助対象 申請期限内に購入した次の対象用具

※各区分1回を限度に助成します。
過去に助成を受けた区分では、翌年度以降助成は受けられません。
※付属品およびケア用品(クリーナー、ブラシなど)、購入のために要した交通費・郵送費などは対象外です。
申請期限 4月1日～令和6年3月31日
申請方法 太宰府市アピアランスケア推進事業助成金交付申請書兼請求書と必要書類を保健センターへ提出してください。
※申請書はホームページと保健センター窓口にあります。
必要書類
・がん治療を受けたまたは受けていることが確認できる書類の写し
・助成対象用具の購入に係る領収書および明細書の写し
※助成対象者の氏名・購入年月日・品名・金額・個数の記載が必要です。
医療用ウィッグなどは医療用であること、補整具は機能が明記されていることが必要です。
・申請者および助成対象者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)の写し



若年者の専修学校への修学資金を
無利子で貸与する制度があります
社会教育課 教務係(☎内線467)
ページID:2213



教育

対象者 市内に居住する次のいずれかの者
・令和4年度に中学校義務教育学校・高等学校もしくは中等教育学校を卒業した人
・高等学校または中等教育学校の後期課程を中退した人で、申込日現在、専修学校などに在学している人
対象校・課程 ホームページに対象校名簿を掲載しています。
貸与要件
①次のいずれかに該当すること。
・生活保護世帯
・市民税非課税世帯
・市民税減免世帯
貸与額
・入校支度金10万円
・修学資金は専修学校専門課程が月額5万3千円、その他の課程が月額3万円
返還期間 在学期間の3倍の期間以内(最長12年)
申込期間 4月3日(月)～5月12日(金)
申込方法 社会教育課教務係まで連絡してください。申請書などを送付します。

児童扶養手当・特別児童扶養手当
支給月額改定
保育児童課 児童福祉係(☎内線318)
ページID:1702



子育て

本手当の額は物価変動に同じ改定されます。2022年全国消費者物価指数の実績値に伴い、本年度から2.5%引き上げられます。
令和5年4月分から次の表のとおり適用されます。
児童扶養手当支給額

| | 全部支給 | 一部支給停止 |
|-----|-----------|-------------------------|
| 1人目 | 44,140円 | 10,410円 ～ 44,130円 |
| 2人目 | 10,420円加算 | 5,210円 ～ 10,410円 |
| 3人目 | 6,250円加算 | 3,130円 ～ 6,240円 |

特別児童扶養手当支給額
・1級53,700円
・2級35,760円
※一部支給停止は所得により決定し、申請者本人または同居の扶養義務者の所得が制限額以上の場合支給されません。

はり・きゅう受療証の提示で
助成を受けられます
国保年金課(☎内線315・320)



健康

国民健康保険や後期高齢者医療保険の被保険者は、本市指定のはり・きゅう施術所での施術を受ける際、はり・きゅう受療証を提示すると次の助成を受けられます。
本証は国保年金課で交付されています。
希望する人は被保険者証を持って申請してください。

| | 1術(はりまたはきゅう) | 2術(はりおよびきゅう) |
|------|--------------|--------------|
| 助成金額 | 650円 | 770円 |

※助成金額での受療回数は、1日1回、かつ1月に10回を限度とします。(一疾病に限る)

75歳になる人へ
後期高齢者医療保険に自動で加入します
国保年金課 公費医療係(☎内線305・315)



行政

本年度75歳になる人は加入していた健康保険を脱退し、後期高齢者医療保険に自動で加入します。被保険者証は誕生月の前月に送付します。
後期高齢者医療保険加入後は保険料が発生します。通知が届いたら納期限までに納付してください。
注意事項
社会保険加入者で被扶養者がいる場合は、被扶養者の社会保険も資格喪失します。国民健康保険などに加入する手続きが必要ですのでお問い合わせください。

20歳以上の学生の皆さんへ
国民年金保険料の納付猶予制度があります
国保年金課 国保年金係(☎内線306) ページID:1835
南福岡年金事務所 国民年金課 ☎(552)6128



行政

日本に住む20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入する義務があります。20歳になると(厚生年金加入者を除く)自動的に国民年金に加入します。
学生で納付が難しい人は在学期間中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用できます。
対象者 前年所得が一定額以下の学生
申請方法 市役所または年金事務所まで手続きしてください。
必要書類
・学生証または在学証明書(原本)
・基礎年金番号通知書(ある場合)
・マイナンバーカードがある人はスマートフォンから申請できます。詳しくは日本年金機構
追納できます
納付猶予期間の保険料は10年以内であれば後から納めることができます。
※納めなかった場合、将来受ける老齢基礎年金が少なくなります。



4月2日は世界自閉症啓発デー
4月2日～8日は発達障害啓発週間です



発達障がいに関する相談窓口
福岡県発達障がい者(児)支援センター Life
専門的な視点での発達障がいに関する相談
支援や普及啓発活動を行っています。
所在地:春日市原町3-1-7
☎(558)1741
FAX(558)1742
✉info@life-fukuoka.com



発達障がいとは
自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなど脳機能の発達のバランスが異なることに関係する障がい。幼少期から症状が現れるとされています。周りから分かりにくい場合も多く、自分勝手・変わった人・困った人と誤解されることもあります。

自閉症をはじめとする発達障がいについて考える機会にしましょう。

発達障がいがあっても、本人や家族・周囲の人が特性に応じた日常生活や学校・職場での過ごし方を工夫することで、持っている力を活かしたり、すくなく日常生活の困難を軽減することが出来ます。まずはさまざまな障がいについて知ること、障がいのある人もない人も全ての人が互いを理解し尊重し合いながら共に幸せに暮らせるまわりのづくりに繋がります。



厚生労働省
ホームページ



令和5年度厚生労働省
慰霊巡拝実施
福祉課福祉政策係(☎内線363)
福岡県福祉労働部保護・援護課
☎(643)3301 ページID:19422



行政

みんなで持ち寄ろう！
市役所でフードドライブを開催します
環境課 ごみ減量推進係(☎内線362)

ページID:16506



環境

対象者 各地域における戦没者の遺族で次の人。配偶者(再婚した人を除く)、父母、子、兄弟姉妹、孫、甥姪、参加する遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者
巡拝予定地 ホームページに掲載しています。

先の大戦における戦没者の人々を追悼し平和を祈念するため、慰霊巡拝団員を募集します。



フードドライブとは
各家庭で使いきれない未使用の食品を持ち寄ってもらい、フードバンク団体や地域の福祉施設・団体に寄贈します。困難な環境にいる人を支援する目的や食品ロスを減らす効果も期待されています。
食品ロス(ごみ)を削減しましょう
買った食品を使い切る食べ残しをしないことを心がけましょう。
本市から排出されるもえるごみのうち40%は生ごみです。水分を切るだけでごみを減量することができます。
実施日時 次の午前8時30分～午後5時
・5月8日(月)～12日(金)
・7月24日(月)～28日(金)
・10月23日(月)～27日(金)

※10月は食品ロス削減月間です。
令和6年1月22日(月)～26日(金)
実施場所 太宰府市役所1階 総合案内横
こんな食品を持ち寄ってください
・未使用・未開封のもの
・賞味期限が1カ月以上あるもの(例)パスタ、米、レトルト食品など
受け付けできない食品
・開封されているもの
・冷凍・冷蔵商品など

介護の負担を軽減します
医療的ケア児等在宅レスパイトケア支援事業
福祉課 障がい福祉係(☎内線364)

ページID:26821



福祉

医療的ケア児等とは 人工呼吸器管理、たん吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な人
対象者 次の人と同居する介護者
・医師の指示で訪問看護による医療的ケアを受けている18歳未満の医療的ケア児
・医師の指示で訪問看護による医療的ケアを受けている人工呼吸器または気管カニューレを装着している18歳以上の医療的ケア者
対象費用・時間
・訪問看護ステーションによる

こうした時に備えて、緊急時の受け入れが必要な障がい者などの事前登録を行ってもらうことで、その人の状況を的確に把握して短期入所の体験利用を行うことや適切なサービスの利用に繋げていく必要があります。
利用を検討する人は気軽に相談してください。
市内に住む在宅の医療的ケア児等の介護者へ、訪問看護を延長利用した費用を一部助成する事業を新たにしています。
日常的に介護を行う人が一時的な休息を得て介護の負担軽減を図ることを目的としています。
医療的ケア児等とは 人工呼吸器管理、たん吸引、経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な人
対象者 次の人と同居する介護者
・医師の指示で訪問看護による医療的ケアを受けている18歳未満の医療的ケア児
・医師の指示で訪問看護による医療的ケアを受けている人工呼吸器または気管カニューレを装着している18歳以上の医療的ケア者
対象費用・時間
・訪問看護ステーションによる

介護者のもしもの時に備えて
障がい福祉緊急ショートステイ事業
福祉課 障がい福祉係(☎内線364)
ページID:27089



福祉

健康
健康寿命の延伸につながることを目的に元気づくりポイント事業を実施しています。
令和5年度の元気づくりポイントカードは市役所・保健センター・その他公施設・各公民館で配布を予定しています。
対象者 40歳以上の市民
事業期間 4月1日～令和6年3月31日
対象事業 市が指定する健康づくり・介護予防事業、地域健康づくり事業
※事業ポイント数は例年と同様です。詳しくはホームページに掲載しています。
商品券などの交換期間
令和6年4月1日(予定)

令和5年度
福祉タクシー利用券を交付します
福祉課 障がい福祉係(☎内線323)
ページID:3040



福祉

在宅の重度の障がい者の日常生活の利便と行動範囲拡大のため、タクシー利用料金の初乗り運賃(上限570円)を助成する福祉タクシー利用券を交付します。
対象者 次の①～③いずれかに該当する在宅の障がい者(入院施設入所中は対象外)
①次の身体障害者手帳の交付を受けている人
・視覚障がい1級・2級
・肢体不自由(上肢を除く)1級・2級
・肢体不自由(上肢を除く)の3級以下で、その他の障がい(肢體不自由の上肢機能障がいおよび聴覚・平衡・音声・言語・しゃく機能障がいを除く)が重複することにより身体障害者手帳の等級が1級・2級
②心臓機能障がい1級
・じん臓機能障がい1級
・肝臓機能障がい1級
・呼吸器機能障がい1級
・ぼうこうまたは直腸機能障がい1級
③小腸機能障がい1級
・免疫機能障がい1級
④療育手帳Aの人
⑤精神障害者保健福祉手帳1級の人
持ってくるもの 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

令和5年度
元気づくりポイント事業を行います
元気づくり課(保健センター)☎(928)2000
ページID:27286



健康

付与ポイント・商品券額
・1ポイントは商品券1千円分
・2ポイントは商品券2千円分
・3ポイントは商品券3千円分
・5ポイントは商品券5千円分
※5千ポイントに到達かつ健診受診達成者には福岡県産米元気づくし3kg相当の引換券を副賞で贈呈します。